

主 論 文 要 旨

2010年 6月 17日

論文題名 ハーグ条約及びその第二議定書に関する考察
 -人為的災害と文化遺産の諸価値及びその復興-

たかはし あかつき
学位申請者 高橋 暁

主論文要旨

文化遺産は、その実在的・歴史的価値に加えて、共同体の同一性を育む社会的価値を備えている。そのため、文化遺産は、紛争時において、敵対する集団の象徴として攻撃の対象となり、一方で、被災後、流出文化財の原産国への返還や、被災文化遺産の保存・復元は、弱体化した国や共同体のまとまりを再構築し、失われた歴史や記憶を取り戻すことに重要な役割を果たしてきた。本論文では、被災文化遺産の価値評価においては、通常文化遺産価値評価において重視される真正性にかわって、人々の記憶の保存と復興への決意が、被災文化遺産の新たな歴史的価値として評価され、その保存方法を決定する際の重要な基準として確立されてきたことを明らかにした。

20世紀において、人為的紛争と文化遺産に関する国際法規は、ユネスコを中心に、法典化がなされた。本論文では、1999年に採択されたハーグ条約第2議定書が、ユネスコの国際法規のみならず、国際人道法、国際刑事法の進展に支えられ導かれたものであること、そして、1954年ハーグ条約が、ユネスコ文化財不法輸出入等禁止条約や世界遺産条約との制度面での連携及び実際面での柔軟な統合的運用によって、人為的災害と文化遺産保護に一定の成果を上げてきたことを、具体例の考察によって明らかにした。更に、2006年から2009年にかけて行われたハーグ条約第二議定書運用指針作成の考察からは、運用指針が、第二議定書がハーグ条約にもたらした改善点を実現するために、世界遺産条約や他の文化諸政策との広範な連携を確保する措置を講じ、幅広い運用の可能性をもたらしたことを明らかにした。

最後に、本論文では、今後のハーグ条約第二議定書の運用に関する日本の貢献として、政府、専門家、市民社会とのパートナーシップに基づき、ICBS日本委員会の早期設立、日本の世界遺産都市の特別保護申請の可能性の模索、自然災害対策を含む世界遺産危機管理戦略への知的・技術的貢献によって、人為的・自然災害を包括的にカバーする文化遺産危機管理に関して、国際協力を積極的に推進していくことを提言した。